

新潟県認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護研修技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

4（1）及び（2）の事業については、新潟県又は知事が指定する法人が、その責任の下に事業を実施するものとする。

4（3）～（5）の事業については、新潟県がその責任の下に事業を実施するものとする。

なお、4（1）～（5）の事業は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、知事はその介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、4（6）～（7）の事業については、認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

3 関係機関との連携

本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、地域振興局健康福祉（環境）事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

（1）認知症介護基礎研修

① 研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等とする。

② 実施内容

標準的な研修時間及び研修カリキュラムは別紙1-1のとおりとする。

③ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別紙2の修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号（受講者 ID）、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

④ 実施上の留意事項

ア 研修は、原則としてeラーニングにより行うものとする。

なお、知事は、対応の準備等の観点からeラーニングによる実施が困難である間は、集合型の講義・演習又は双方向の対話が可能なオンラインによる講義・演習とすることができるものとするが、その場合には、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 知事は、本研修を行う者に係る知事の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の課程（eラーニングの内容を含む。）並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について、必要に応じ提出させ、審査するものとする。

ウ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、新潟県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、新潟県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいものであること。

（例）

- ・ 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、新潟県に対する情報提供を事前に行うこと。
- ・ 新潟県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護基礎研修の課程（eラーニングの内容を含む。）並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、必要に応じ情報提供を行うこと。
- ・ 市町村は、研修実績等について、新潟県に対する情報提供を行うこと。

（2）認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）

① 研修対象者

介護保険施設・事業者等に従事している介護職員等で、次のア又はイの要件を満たしている者であって、別途定めるところにより知事が適当と認めた者とする。

ア 認知症介護実践者研修

認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者

イ 認知症介護実践リーダー研修

（ア） 介護保険施設・事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であって、認知症介護実践者研修を修了して1年以上経過している者

（イ） 令和9年3月31日までの間に限り、介護保険施設・事業所等においてサー

ビスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者

② 実施内容

ア 認知症介護実践者研修

研修対象者に対して、認知症介護の理念、知識及び技術を修得するための研修を実施するものとし、標準的なカリキュラムは別紙1-2のとおりとする。

イ 認知症介護実践リーダー研修

認知症介護実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成するための研修を実施するものとし、標準的なカリキュラムは別紙1-3のとおりとする。

③ 実習施設

介護保険施設・事業者等の有する施設であって、知事が適切に研修を行うことができるものと認められるもの。

④ 受講の手續等

ア 受講を希望する者は、別途通知する日までに受講申込書を知事に提出するものとする。ただし、市町村が所管する事業所にあつては、所管市町村の長を通じて、知事に提出するものとする。

イ 知事は、受講申込書に基づき受講者を決定し、研修生として登録する。

ウ 知事は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を所管する市町村の長に対して通知するものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 知事は、認知症介護実践者研修及び実践リーダー研修修了者に対し、別紙2の修了証書を交付する。

イ 知事は、研修修了者の修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

ア 知事は、本研修を行う者に係る知事の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について、必要に応じ提出させ、審査するものとする。

イ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、新潟県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、新潟県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいものであること。

(例)

- ・ 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、新潟県に対する情報提供を事前に行うこと。
- ・ 新潟県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、必要に応じ情報提供を行うこと。

- ・ 市町村は、研修実績等について、新潟県に対する情報提供を行うこと。

(3) 認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定基準」という。）第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第 90 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定予防基準」という。）第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第 70 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者であって、別途定めるところにより知事が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施するものとし、標準的なカリキュラムは別紙 1－4 のとおりとする。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第 90 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定予防基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定予防基準第 70 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）であって、知事が適切に研修を行うことができると認められるもの。

④ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、所属の事業所が所在する市町村の長を通じて、別途通知する日までに受講申込書を知事に提出するものとする。

イ 知事は、受講申込書に基づき受講者を決定し、研修生として登録する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、別紙 2 の修了証書を交付する。

イ 知事は、研修修了者の修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を所管する市町村に対し

て通知するものとする。

⑥ 実施上の留意事項

知事は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第 42 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第 45 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第 5 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第 8 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されている者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成 12 年 10 月 25 日老計第 43 号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程（以下「旧基礎課程」という。）を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより知事が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施するものとし、標準的なカリキュラムは別紙 1 - 5 のとおりとする。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、所属の事業所が所在する市町村の長を通じて、別途通知する日までに受講申込書を知事に提出するものとする。

イ 知事は、受講申込書に基づき受講者を決定し、研修生として登録する。

④ 修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、別紙 2 の修了証書を交付する。

イ 知事は、研修修了者の修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を所管する市町村に対して通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

知事は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより知事が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護事業計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得させるための研修を実施するものとし、標準的なカリキュラムは別紙1～6のとおりとする。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、所属の事業所が所在する市町村の長を通じて、別途通知する日までに受講申込書を知事に提出するものとする。

イ 知事は、受講申込書に基づき受講者を決定し、研修生として登録する。

④ 修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、別紙2の修了証書を交付する。

イ 知事は、研修修了者の修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を所管する市町村に対して事業者へ通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

知事は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(6) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～オの全てを満たす者のうち、知事が適当と認めた者とする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ(ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）

(イ) 福祉系大学や養成学校で指導的立場にある者

(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（旧基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成 17 年 5 月 13 日老計発第 0513001 号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成 17 年通知」という。）に規定する実践者研修を修了した者を含む。）及び認知症介護実践リーダー研修（平成 12 年通知に規定する専門課程又は平成 17 年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。）を修了した者又はそれと同等の能力を有すると知事が認めた者

エ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

② 実施内容

ア 研修対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として、③の実実施施設において実施される認知症介護指導者養成研修を受講させるものとする。

イ 上記アの研修内容は、認知症介護研究・研修センターの研修要項に基づき実施されるものとする。

③ 実施施設

認知症介護研究・研修センター及び連携施設

④ 受講の手續等

受講手續等については、認知症介護研究・研修センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、知事が適当と認めた者とする。

ア (ア) 認知症介護実践者研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ) 認知症介護実践者研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

のいずれかの要件に該当する者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後 1 年以上を経ている者

② 実施内容

ア 研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実実施施設において実施されるフォロ

ーアップ研修を受講させるものとする。

イ 上記アの研修内容は、認知症介護研究・研修センターの研修要項に基づき実施されるものとする。

③ 実施施設

認知症介護研究・研修センター

④ 受講の手續等

受講手續等については、認知症介護研究・研修センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

5 研修受講者選定上の留意事項について

(1) 市町村の推薦

① 4(2)①ア及び4(3)～(5)の実施については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について(平成24年3月16日老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号)において、また4(2)①イの実施については、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成12年厚生労働省告示第26号)において認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用共同生活介護費を算定する要件として、それぞれ受講が義務付けられている研修であることから、新潟県はその実施に当たり、管内市町村と次の②及び③のとおり緊密な連携を図るものとする。

② 4(2)～(5)の研修を受講することにより「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)及び「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成12年厚生労働省告示第26号)を満たす事業所がある場合については、所管する市町村の長は、当該事業所から受講申込みがあった者の受講について、事業所の状況等を精査した上で、必要と認められた場合には、知事に対し別紙3を添えて受講申込書を提出するものとする。

③ 知事は、上記②による市町村の長からの受講申込みがあった者について、研修が受講できるよう特段の配慮を行うものとする。

(2) 認知症介護研修指導者の受講

知事は、認知症介護指導者研修受講予定者又は修了者で、かつ、認知症介護研修の企画・立案若しくは講師として従事する若しくは従事する予定である者が4(2)～4(5)の研修を受講できるよう特段の配慮を行うものとする。

6 認知症介護研修推進計画

新潟県は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途、認知症介護研修推進計画を定め、毎年度計画の実施状況、成果に対する確認及びその評価を行い、国へ報告するものとする。

7 研修参加者の負担

(1) 受講料の負担

知事は、知識や技術の習得を目的とする他の研修が参加者の負担により実施されていることに鑑み、研修参加者から受講料を徴収することとする。その際の4(1)～(5)の事業の受講料は、事業開始時に見込まれる「研修の実施に必要となる直接的費用（講師の招へいや研修会場を確保するための経費等（研修参加者が実費相当分を負担するものを除く）」の少なくとも三分の一以上の額を「受講者数見込み」で除して得た額とする。

(2) その他の負担

研修参加者は、食費及び教材費等にかかる実費相当分を負担すべき費用については、受講料とは別に、当該費用を負担するものとする。

また、4(6)の事業については、受講料とは別に、派遣費用、宿泊費用についても負担することとなるが、知事が実施する認知症介護実践研修事業の指導者を養成するという本研修の性格を踏まえ、知事は研修参加者の経費負担の軽減に努めることとする。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成18年9月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成19年5月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成24年8月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成26年10月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和3年10月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙 1 - 1)

認知症介護基礎研修標準カリキュラム

自習 3 時間 (180 分)

科 目	目 的	内 容	時間数	区分
認知症の人の理解と対応の基本	認知症の人を取り巻く現状、症状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識とそれらを踏まえた実際の対応方法を身につける。	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症の人を取り巻く現状・ 具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方・ 認知症の人を理解するために必要な基礎的知識・ 認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実施上の留意点	150 分程度	自学習 (e ラーニング)

(別紙 1 - 2)

認知症介護実践者研修標準カリキュラム

講義・演習 24 時間 (1,440 分) 実習：課題設定 240 分、職場実習 4 週間、実習のまとめ 180 分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症ケアの基本				
(1) 認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	認知症の人が望む生活を実現するため、認知症ケアの歴史的変遷や認知症ケアの理念、認知症の原因疾患、中核症状、行動・心理症状 (BPSD) の発症要因、認知症ケアの倫理や原則、認知症の人の意思決定支援のあり方について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症ケアの理念と我が国の認知症施策・ 認知症に関する基本的知識・ 認知症ケアの倫理・ 認知症の人の意思決定支援・ 自己課題の設定	180分	講義・演習
(2) 生活支援のためのケアの演習 1	食事・入浴・排泄等の基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、認知症の人の有する能力に応じたケアとしての生活環境づくりやコミュニケーションを理解する。	<ul style="list-style-type: none">・ 生活支援のためのケア・ 認知症の生活障害・ 認知症の人の生活環境づくり・ 中核症状の理解に基づくコミュニケーション・ 生活場面ごとの生活障害の理解とケア	300分	講義・演習
(3) QOL を高める活動と評価の観点	認知症の人の心理的安定や QOL (生活・人生の質) 向上を目指す活動に関する基本的知識、展開例、評価の観点と方法について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none">・ アクティビティの基礎的知識と展開・ 心理療法やアクティビティの評価方法	60分	講義・演習
(4) 家族介護者の理	在宅で介護する家族支援を実践する上	<ul style="list-style-type: none">・ 家族介護者の理解	90	講

解と支援方法	で、その家族の置かれている状況や心理、介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の心理 ・家族介護者の支援方法 	分	義 ・ 演 習
(5) 権利擁護の視点に基づく支援	権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の基本的知識 ・権利侵害行為としての高齢者虐待と身体拘束 ・権利擁護のための具体的な取組み 	90 分	講 義 ・ 演 習
(6) 地域資源の理解とケアへの活用	関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けるための地域資源の開発の提案ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人にとっての地域資源と実践者の役割 ・インフォーマルな地域資源活用 ・フォーマルな地域資源の活用 ・地域資源としての介護保険施設・事業所等 	120 分	講 義 ・ 演 習
学習成果の実践展開期間 (2 「(1)学習成果の実践展開と共有」に向けて)			2 週間	実 習
2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践				
(1) 学習成果の実践展開と共有	認知症介護実践者研修におけるこれまでの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気づきや疑問・課題を明らかにする。それらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人本人の声を聴く（自施設・事業所における実践） ・事例収集（自施設・事業所における実践） ・中間課題の発表と共有 	60 分	講 義 ・ 演 習

	組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。			
(2) 生活支援のためのケアの演習2 (行動・心理症状)	認知症の行動・心理症状 (BPSD) が生じている認知症の人に対して、行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・行動・心理症状 (BPSD) の基本的理解 ・行動・心理症状 (BPSD) の発症要因とケアの検討 (事例演習) ・行動・心理症状 (BPSD) の評価 ・生活の質の評価 	240分	講義・演習
(3) アセスメントとケアの実践の基本	認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の中核症状のアセスメントを行い、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人のアセスメントの基礎的知識 ・観察の方法とポイント ・アセスメントの実際 (事例演習) ・実践計画作成の基礎的知識 ・実践計画作成の展開 (事例演習) ・実践計画の評価とカンファレンス 	300分	講義・演習
3 実習				
(1) 職場実習の課題設定	認知症の人が望む生活の実現に向けて、適切にアセスメントを行い、課題と目標を明確にした上で、ケアの実践に関する計画を作成することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場実習のねらい ・対象者選定 ・課題設定 ・4週間の行動計画の作成 	240分	講義・演習
(2) 職場実習 (アセスメントとケアの実践)	研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。アセスメ	<ul style="list-style-type: none"> ・実習の準備 ・実習の開始 ・報告準備 	4週間	実習

	<p>ントの内容をもとに、認知症の人の生活支援に関する目標設定、ケア実践計画及びケアの実践を展開できる。</p>			
<p>(3) 職場実習評価</p>	<p>アセスメントやケアの実践計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し職場および自己の認知症ケアの今後の課題を明確にすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場実習報告 ・ ケア実践計画の評価 ・ 職場への報告と展開 	<p>180 分</p>	<p>講義 ・ 演習</p>

(別紙1-3)

認知症介護実践リーダー研修標準カリキュラム

講義・演習 31 時間(1,860 分) 実習：課題設定 240 分、職場実習 4 週間、実習のまとめ 420 分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1) 認知症介護実践リーダー研修の理解	チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割とこの研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。 実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。	<ul style="list-style-type: none">実践リーダーの役割実践リーダー研修の概要実践リーダーとしての課題の明確化	90 分	講義 ・ 演習
2 認知症の専門知識				
(1) 認知症の専門的理解	一人の「人」としての理解を踏まえつつ、行動の背景の一つである認知症の病態を理解し、ケアができるよう、最新かつ専門的な知識を得る。	<ul style="list-style-type: none">認知症に関する理解原因疾患別の捉え方のポイント医学的視点に基づいた介入認知症を取りまく社会的課題	120 分	講義 ・ 演習
(2) 施策の動向と地域展開	認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できる知識を修得する。	<ul style="list-style-type: none">認知症施策の変遷認知症施策の動向と認知症施策推進大綱の内容地域における認知症ケア関連施策の展開	210 分	講義 ・ 演習
3 認知症ケアにおけるチームケアとマネジメント				

(1) チームケアを構築するリーダーの役割	チームの構築や活性化のため、チームリーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることを自覚する。次に、チームにおける目標や方針の設定の必要性を理解し、目標をふまえた実践の重要性と展開方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・チームの意味や目的、種類 ・チームの構築及び活性化するための運用方法 ・チームの目標や方針の設定と展開方法 	180分	講義 ・ 演習
(2) ストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして介護職員等のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを実践することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・チームにおけるストレスマネジメントの意義と必要性 ・ストレスマネジメントの方法 	120分	講義 ・ 演習
(3) ケアカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るため、ケアカンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・チームケアにおけるケアカンファレンスの目的と意義 ・ケアカンファレンスを円滑に行うためのコミュニケーション ・効果的なケアカンファレンスの展開 	120分	講義 ・ 演習
(4) 認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法	多職種や同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアにおけるチームアプローチの意義と必要性（まとめ） ・認知症ケアにおけるチームの種類と特徴 ・施設・在宅での認知症ケアにおけるチームアプローチの方法 	180分	講義 ・ 演習
4 認知症ケアの指導方法				
(1) 職場内教育の基本視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度を学び、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成における介護職員等のとらえ方 ・指導者のあり方の理解 ・人材育成の意義と方法 	240分	講義 ・

	視点を理解し、職場内教育に種類、特徴を踏まえた実際の方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内教育の意義 ・職場内教育（OJT）の実践方法 		演習
(2) 職場内教育（OJT）の方法の理解	介護職員等への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内教育（OJT）における指導技法 ・指導における活用と留意点 	240分	講義 ・ 演習
(3) 職場内教育（OJT）の実践	これまでに学習した認知症ケアに関する指導技術について、食事・入浴・排泄等の介護、行動・心理症状（BPSD）、アセスメントとケアの実践などの具体的場面において、どのように活用していけば良いか、演習を通じて体験的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食事・入浴・排泄等への介護に関する指導計画（事例演習） ・行動・心理症状（BPSD）への介護に関する指導（事例演習） ・アセスメント及びケアの実践に関する計画立案の指導方法（事例演習） ・自己の指導の特徴の振り返り 	360分	講義 ・ 演習
5 認知症ケア指導実習				
(1) 職場実習の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の認知症ケアの能力に関する評価方法の理解 ・介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法の立案 ・実習計画の立案 	240分	講義 ・ 演習
(2) 職場実習	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価、課題の設定・合意、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア能力の評価と課題の設定と合意 ・指導目標の立案方法の理解 ・指導目標に応じた指導計画の作成 ・指導計画に応じた指導の実施 	4週間	講義 ・ 演

	症ケアを指導する。			習
(3) 結果報告	職場実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケア指導の実践方法に関する自己の課題の整理と考察 ・ 認知症ケア指導に関する方向性の明確化 	420分	講義 ・ 演習
(4) 職場実習評価				

(別紙1-4)

認知症介護サービス事業開設者研修 標準カリキュラム

講義6時間(360分) 職場体験:8時間(480分)

科目	目的及び内容	時間数
1 認知症高齢者の基本的理解	認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。 <ul style="list-style-type: none">・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。	60分
2 認知症高齢者ケアのあり方	<ul style="list-style-type: none">・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。	90分
3 家族の理解・高齢者との関係の理解	<ul style="list-style-type: none">・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。	60分
4 地域密着型サービスの取組みについて	<ul style="list-style-type: none">・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービスの各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	150分
現場体験	<ul style="list-style-type: none">・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。	480分

(別紙1-5)

認知症対応型サービス事業管理者研修 標準カリキュラム

講義9時間(540分)

科 目	目的及び内容	時間数
1 地域密着型サービス基準について	・適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 ・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービスの各指定基準を理解する。	60分
2 地域密着型サービスの取組みについて	・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	90分
3 介護従事者に対する労務管理について	・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。	60分
4 適切なサービス提供のあり方について	サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 ＜地域等との連携＞ ・利用者の家族・地域・医療との連携 ・運営推進会議の開催 ＜サービスの質の向上＞ ・アセスメントとケアプランの基本的考え方 ・ケース会議・職員ミーティング ・自己評価・外部評価の実施 ・サービスの質の向上と人材育成 ＜その他＞ ・権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント ・記録の重要性など	330分

(別紙 1 - 6)

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 標準カリキュラム

講義 9 時間 (540 分)

科 目	目的及び内容	時間数
1 総論・小規模多機能ケアの視点	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。	60 分
2 ケアマネジメント論	・小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスのサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。	60 分
3 地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。	60 分
4 チームケア (記録・カンファレンス・アセスメント・プラン)	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60 分
5 居宅介護支援計画作成の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画及び複合型サービス計画の作成について理解する。	講義 60 分 演習 240 分

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 (元号) 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定める

を修了したことを証します。

認知症介護基礎研修
認知症介護実践者研修
認知症介護実践リーダー研修
認知症対応型サービス事業開設者研修
認知症対応型サービス事業管理者研修
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(元号) 年 月 日

新潟県知事

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 （元号） 年 月 日

あなたは、当該法人が新潟県知事の
指定を受けて行う厚生労働省の定める
を修了したことを証します。

〔
認知症介護基礎研修
認知症介護実践者研修
認知症介護実践リーダー研修
〕

（元号） 年 月 日

（指定法人名 代表者）

